

## しまなみ海道自転車道の利用促進に係る広告掲示取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、今治市広告事業実施要綱（平成31年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定により、本市が作成する公衆の利便の目的に設置する掲出物件（以下「掲出物件」という。）の一部に民間事業者等の広告を掲示する広告事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告事業の目的)

第2条 広告事業は、市の保有する資産を有効に活用し、広告を掲示する者（以下「広告主」という。）に優良な広告媒体を提供することにより、しまなみ海道自転車道における利用者の利便性向上等に資する施策の財源確保を行い、利用者満足度の向上、広告掲示施設の利用増進及びしまなみ地域の活性化に寄与するとともに、広告主に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

### (広告掲示の範囲)

第3条 掲出物件に掲示する広告は、要綱第6条に該当する場合掲示しない。  
2 市税等の滞納がある者の広告は、掲示しない。

### (広告掲示の基準)

第4条 掲出物件に掲示する広告は、今治市広告掲載基準（平成31年4月1日施行。以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

### (広告主の選定)

第5条 広告主は、見積書を徴して選定する。  
2 前項の選定に関し必要な事項は、募集要項で定める。

### (契約の締結)

第6条 前条1項の規定により選定された広告主は、広告掲示に関する契約を締結しなければならない。

### (広告案の提出)

第7条 広告主は、契約締結日から10日以内に、広告案を提出しなければならない。  
2 掲示広告案の作成及び提出に関する経費は、広告主が負担するものとする。

### (広告内容の決定)

第8条 市長は、要綱及び基準の規定により広告掲示の可否を決定する。  
2 広告掲示の適否についての審査のため、必要に応じて今治市広告審査委員会を開催する。

(広告内容等の変更)

第9条 広告主は、広告の掲示を開始した後であっても、広告の内容を変更することができるものとする。

2 前項の規定に伴う必要な経費は、広告主の負担とする。

(広告内容の修正)

第10条 市長は、広告掲示の可否を決定した後の事情変更により、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対して広告物の内容等の修正を求めることができる。

2 前項の規定に伴う必要な経費は、広告主の負担とする。

(広告掲示の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催促その他の手続きを要することなく、広告の掲示を取消すことができる。

(1) 広告主及び広告の内容が法令若しくはこの要領に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 広告の内容に誤りがあることが判明したとき。

(3) その広告の掲示を継続することが適切でないと認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認めたとき。

(広告掲示の取下げ)

第12条 広告主は、書面により、自己の都合による広告掲載の取下げを申し出ることができる。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲示により今治市及び第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(設置)

第14条 掲出物件は、市が設置し、市に帰属する。

(財源の充当)

第15条 広告料金は、しまなみ海道自転車道における利用者の利便性向上等に資する施策に要する費用に充てる。

(掲出物件の基準)

第 16 条 掲出物件は、次の各号の基準を満たしていなければならない。

- (1) 面積が 0.5 平方メートル以下であること。
- (2) 広告の面積は、掲出物件の面積の 10 分の 5 以下であること。

(委任)

第 17 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する。

附則

この要領は、令和元年 5 月 20 日から施行する。